

ペイオフ解禁と郵貯

〇〇五年四月からペイオフが完全解禁される。定期性預金に加えて普通預金についても一千万円を超える元本・利子は預金保険の保護対象とはされなくなる。預金者は金融機関の経営や財務内容を十分チェックして、「預金の安全」を自ら守るとともに、金融機関は競争を通じて経営健全度を高めるといふ趣旨だ。

だが、前回の部分解禁（〇二年四月、定期性預金のみ）の時と比べて、今回はペイオフ解禁に伴う大掛かりな資金シフトはどうか、やりこりそうにない。前回は七〇兆、一〇〇兆円の資金が動いたとされ、保護対象から外れた定期預金から普通預金へのシフトが目立った。また、金融不安の影響で地域金融機関から都市銀行へ、大口預金の複数機関の分散小口化が進んだ。

当時と比べて、金融システム不安が大幅に後退したこと、三年前のペイオフ解禁で預金分散等の対応

策がかなり進んだことを考えると、家計の個人マネーに限って言えば、資金移動は一〇兆〜二〇兆円程度にとどまるのではないだろう。

決済用資金の安全のため、四月以降も全額保護される「決済用預金」が創設されたが、こちらは無利息。当座預金を開けない中小事業者や個人などが対象だが、金利ゼロはやはり心理的障害になる。金融機関側も預金は設けても、ペイオフ対策という形で積極的に売り込む気配はなさそう。

とはいえ、ペイオフ解禁を機に少なからぬ資金が動くことは間違いない。大手銀行などに比べて経営基盤の弱い一部地銀や不良債権比率の高い信金・信組にとっては、預金者の資金移動は大きな脅威だろう。

ただ、ここで郵貯を含めた預貯金の世界を眺めると、興味深い現象に気付く。郵貯の定額貯金からの資金流出だ。家計の預貯金残高は〇四年九月末に初めて前年比マイナスに転じた。従来なら解約後の定額貯金の受け皿は民間預金であったが、その流れは明らかに変化し、ここ一二年は銀行預金にシフト

しなくなつたのである。

郵貯の定額貯金（一〇年）大量満期は過去にもあったが、今回は四〜九五年当時の高金利（複利三％台）時に預けられた貯金の満期償還に当たる。そして、その大量償還が〇五年四月からのペイオフ実施と見事に重なるのである。

郵貯の預入上限は一千万円。それを超えた部分や償還後の資金流出分は一体どこへ向かつているのか。かつては株式市場へ流れたこともあるが、今は個人向け国債に向かつている。もともと金利感応度の高い資金のため、超低金利の銀行預金は嫌われ、まして、ペイオフ解禁で預金保護も限定的となれば、当然の成り行きかもしれない。

あるエコノミストによると、〇五年中の郵貯からの資金流出は六兆円規模に達すると試算している。ペイオフ実施に伴う資金シフトとは別に、溢れ出た郵貯マネーが銀行預金ではなく別の世界に流出するとすれば、日本の預貯金の減少傾向は当分止まらないということになる。

実際、ペイオフ解禁にほとんど不安のない大手メガバンクでは、決済

用預金のPRよりもむしろ個人向け国債や投資信託の販売に力を入れている。

小泉内閣は、財政再建を旗印にする一方、巨額の国債発行を円滑に進めるため、個人向け国債の消化にも力を入れている。〇五年度の発行計画はわずかに三・六兆円にすぎないが、郵貯残高の減少に対応して、おそらく発行額は増額されるだろう。

小泉内閣が掲げる「郵政民営化」は、本来なら「官から民へ」のはずだが、定額貯金のような有利な金融商品を将来完全に廃止するかどうかははっきりしない。だから、ペイオフ解禁をきっかけに郵貯資金が自然に国債に向かうのは実はありがたい話なのかもしれない。

預金者に厳しい対応を迫り、民間金融機関の「選別」を進めるペイオフ解禁は確かに必要なことではあるが、一方で郵貯という「官」のあり方と照らし合わせて、本当に「官から民へ」資金の流れが変わっていくのかをしっかりと見ていかなければ公正な見方とは言えない。

萩原慎一郎

株式会社時事通信社解説委員



COMPASS